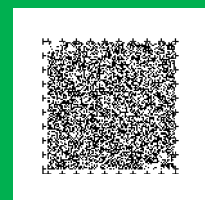
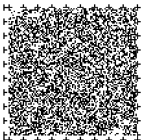


第3章

計画の基本的な考え方





1. 包括的な支援体制の整備

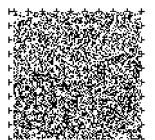
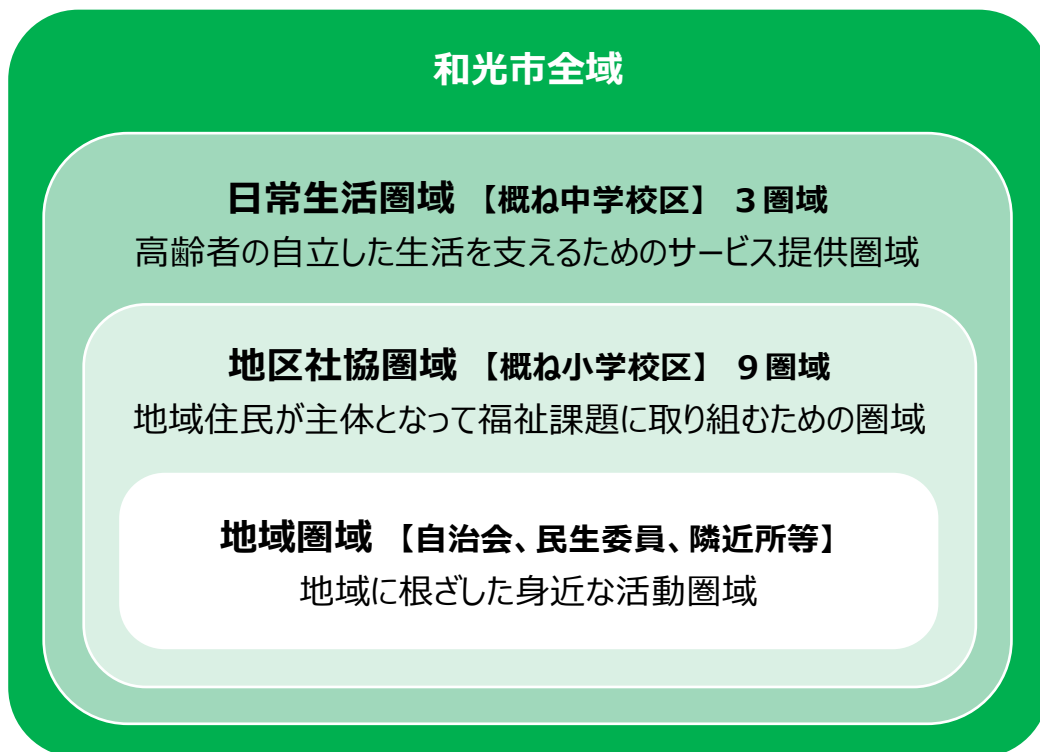
地域福祉を推進するにあたり、住民が日常生活を送る上で身近な範囲を「圏域」として定め、住民の生活実態に即した支援体制を構築することが求められます。

圏域の範囲内で、住民同士の顔の見える関係づくりや「見守りネットワーク」が構築しやすくなるほか、行政機関だけでなく、民生委員、自治会、地区社協、NPO等の多様な主体が、住民の生活に身近で寄り添うことにより、地域における複雑化・複合的な課題を早期に発見し、問題が深刻化する前に適切な支援につなげることが可能になります。

(1) 市内圏域の考え方

本計画における圏域は、他の計画や制度との整合や福祉以外の分野における団体等との連携を図る観点から、市全体の概ね中学校区にあたる範囲を「日常生活圏域」とし、概ね小学校区を範囲とする「地区社協圏域」、さらに身近な活動範囲を「地域圏域」としています。

【市内圏域のイメージ】



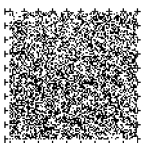
(2) 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、必要なサービスや支援が受けられる地理的な範囲を指します。介護保険法においては、市町村が地域支援事業を実施する単位として設定されることが多く、本市では概ね中学校区を単位として、およそ30分以内に移動できる範囲を設定しています。

日常生活圏域の考え方は、介護保険分野のみに留まりません。介護や医療のほかにも、閉じこもりや孤立といった社会的な問題は、高齢者に限らず全世代に関わる重要な課題です。

日常生活圏域は、高齢者の自立した生活を支えるためのサービス提供の場であるとともに、住民が地域課題に主体的に関わることで、地域全体の福祉力を高めるための重要な基盤になります。

【市内の日常生活圏域】

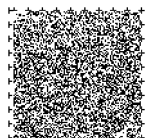
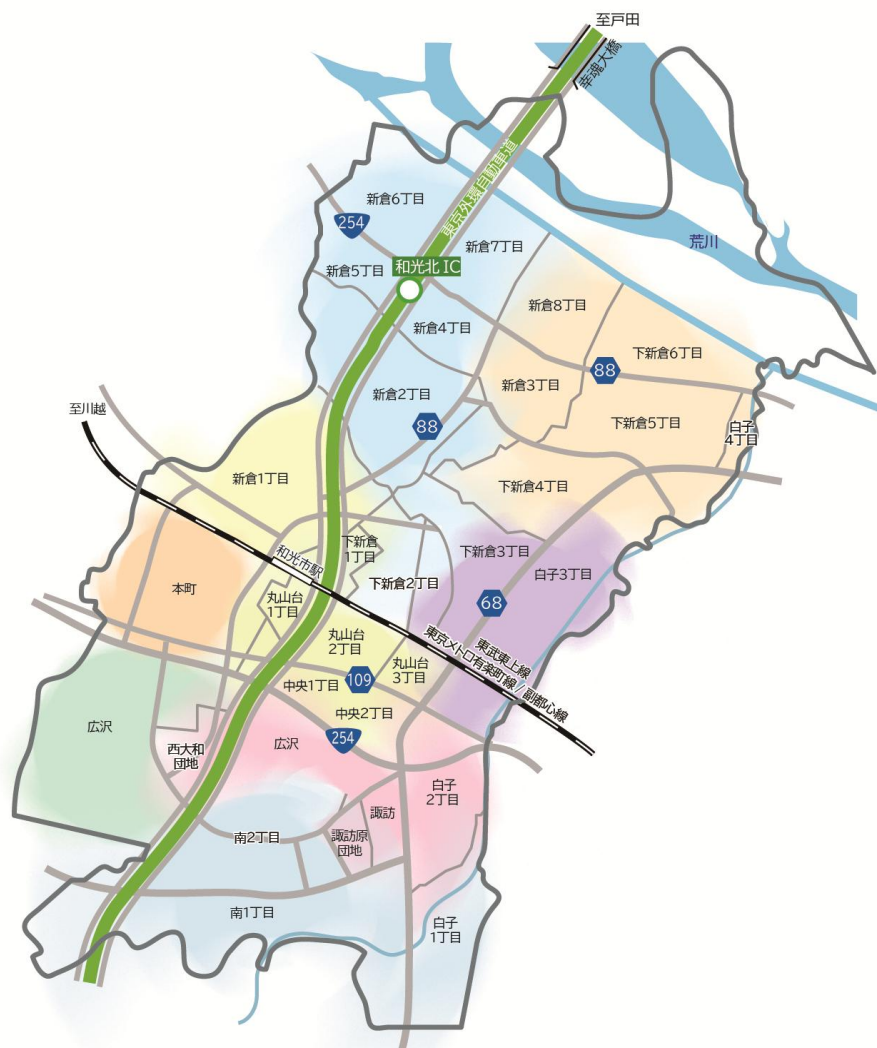


(3) 地区社協圏域

地区社協圏域は、地域住民が主体となって福祉課題に取り組むための、概ね小学校区を単位として設定しています。

地区社協圏域の範囲は、住民同士の「顔の見える関係」を築きやすく、例えば小学校の児童の登下校時の見守り活動や、学校行事を通じた保護者同士のつながり等による日常的な接点が多くなり、きめ細やかな支え合い活動やボランティア活動が展開しやすいのが特徴です。高齢者の安否確認や配食サービス、地域のふれあいサロン等は、地区社協圏域だからこそ実現しやすい活動と言えます。

【市内の地区社協圏域】



(4)地域圏域

地域圏域は地域に根ざした最も身近であり、自治会や民生委員、隣近所等が活動範囲として考えられます。地域住民一人ひとりが主体となり、日常的な顔の見える関係を築き、相互に見守り、支え合う活動の基盤となります。

日々の挨拶や声掛けといった、社会的な孤立を防ぐための活動が展開されやすい範囲であり、複雑化・複合化する課題の早期発見につながります。

【自治会】

地域住民によって地縁に基づき自主的に組織された任意の住民団体として、行政と連携し、防犯や防災・住民福祉・環境保全等に大きく貢献してきた歴史があります。住民の生活環境の向上を図るとともに、地域内の助け合いや連携の基盤を担っており、住民同士の顔も見える関係づくりに欠かせない役割を持っています。

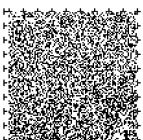
【民生委員児童委員】

民生委員は、民生委員法に基づいた地域住民の最も身近な相談相手として、生活上の困りごとや福祉に関する問題の解決をサポートする地方公務員(無報酬)です。常に住民の立場で地域を巡回し、孤独や生活困窮等、地域に潜むさまざまな課題を早期に発見し、行政や専門機関への「つなぎ役」として重要な役割を担っています。

【隣近所】

地域圏域の中でも、最も日常的かつ直接的な「つながり」の最小単位です。

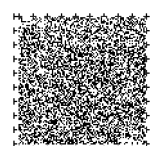
日々の挨拶や、困っている時のちょっとした声掛け等、特別な組織を介さずとも自然に発生する相互扶助の起点となります。地域コミュニティの希薄化が課題となる中で、孤立の防止や異変の早期発見といった地域福祉の土台として、その重要性が改めて見直されています。



(5) 日常生活圏域と地区社協圏域との関係

同じ日常生活圏域となる地区社協においては、地域の実情に応じて連携し、住民の多様なニーズに対応できる体制を整備しています。このことにより、住民による身近な生活圏内での見守りや支え合いと、公的な支援を組み合わせた地域福祉を推進していきます。

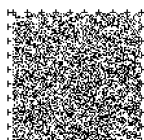
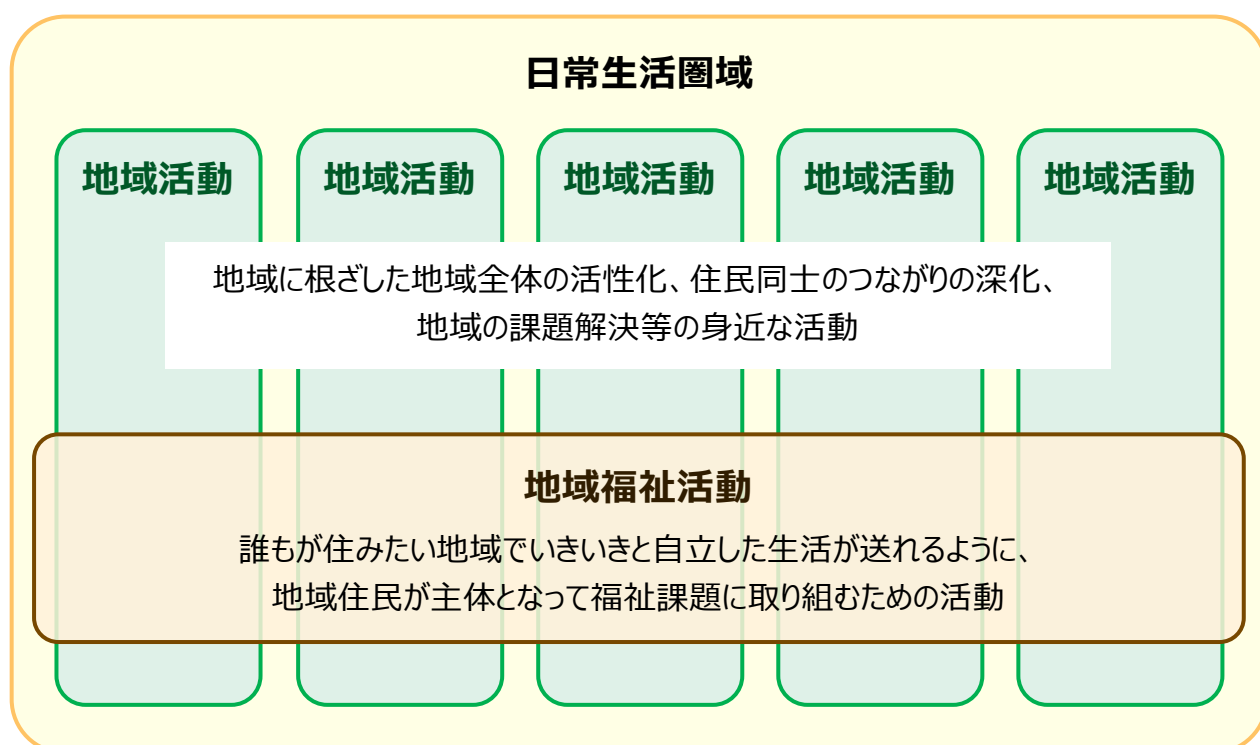
【市内の日常生活圏域と地区社協圏域との関係】



(6) 自治会と地区社協との連携(パートナーシップ)

自治会は地域生活のより身近な課題に気付き、その全てに関わりを持つ組織であり、地区社協とは、地域福祉活動において同じ性格を持ちます。良好なパートナーシップにより、地域福祉活動において目指す方向を同じにしながら、互いの良さを認め合い、地域住民の誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを行います。

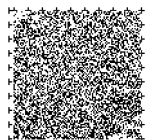
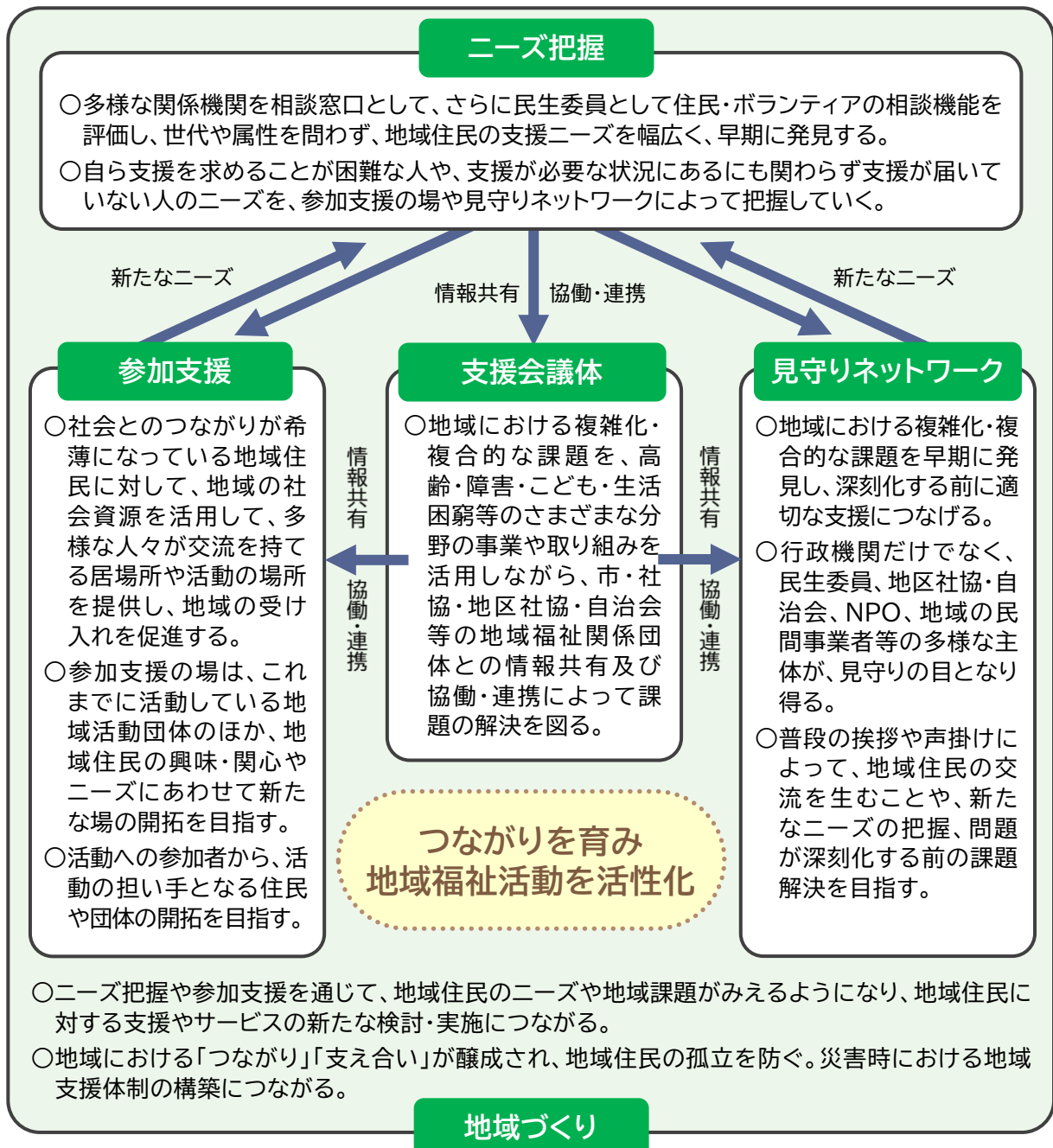
【活動のイメージ】



2. 地域福祉の推進にあたっての取り組み

本計画では、地域福祉の推進にあたって「つながりを育み、地域福祉活動を活性化すること」を目的とした、地域における包括的な支援体制に取り組んでいきます。

【身近な地域における包括的な支援体制】



3. 計画の目指す姿

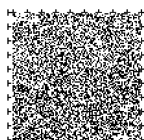
近年は、全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、社会的孤立や地域コミュニティの機能低下といった課題が多くみられるようになってきました。このような社会の変化は本市も例外ではなく、虐待、ひきこもり、生活困窮等、複合的で多様な生きづらさを抱える住民に対して、分野を横断した包括的な支援が求められています。

国が目指す「地域共生社会」とは、こどもから高齢者まで全ての住民が、住み慣れた地域でそれぞれの立場や状況を超えてつながり、支え合う社会です。地域共生社会を推進していくためには、住民やボランティア、NPO、行政等が「我が事」として参画し、自助を基本としながら、互助・共助・公助をバランスよく組み合わせることが大切となります。

本計画では、『つながりを育み、誰もが安心して住み続けられるまちづくり』を、計画の基本理念として、市民、市、社協がそれぞれの役割を認識し、共に取り組んでいくことを目指します。

基本理念

つながりを育み、誰もが安心して住み続けられるまちづくり



4. 施策の体系

